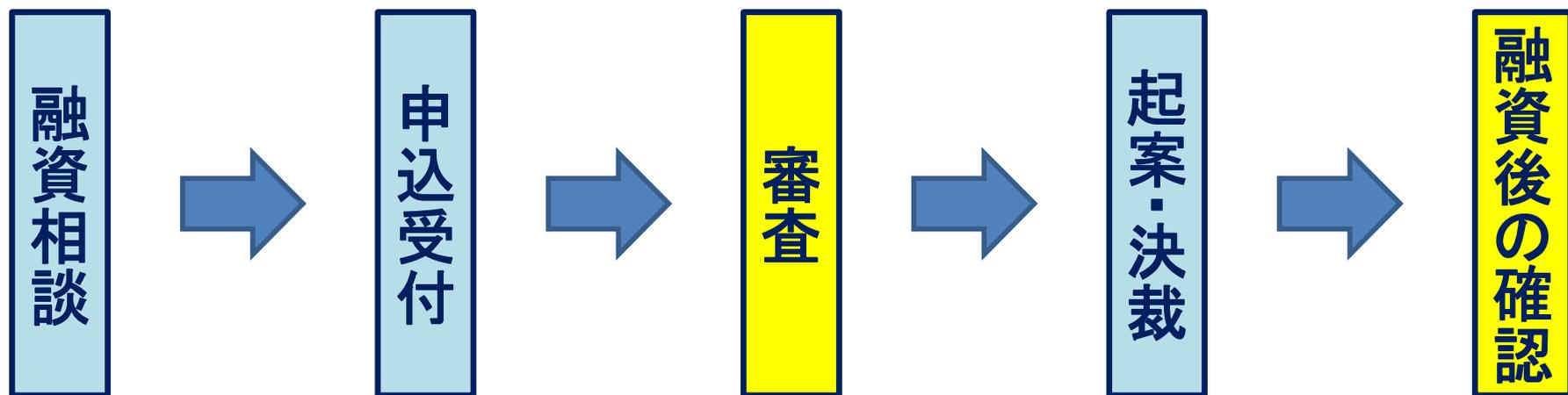


日本政策金融公庫の 審査事務の概要

－許認可の観点から－

1 審査事務の流れ



・受領資料(借入申込書の業種欄や登記簿謄本の目的欄、提出された企業概要書等)から必要な許認可等を推測
・あわせてお客さまに法令等に基づく許可、認可、登録、指定、届出及び認証の提出を依頼し、面接、実地調査等の審査プロセスの中で実態を確認

創業や新規出店等は
融資後に許認可等を確認

2 許認可情報がどのように使われているか

①許認可情報を確認する目的と必要性

⇒許認可等を有しない場合には、法令違反等による営業停止を受け
事業の継続が不可能になるおそれがある(融資対象の適格性)。

②主な許認可等

建設業許可、飲食店営業許可、運送業許可、理美容所開設届等

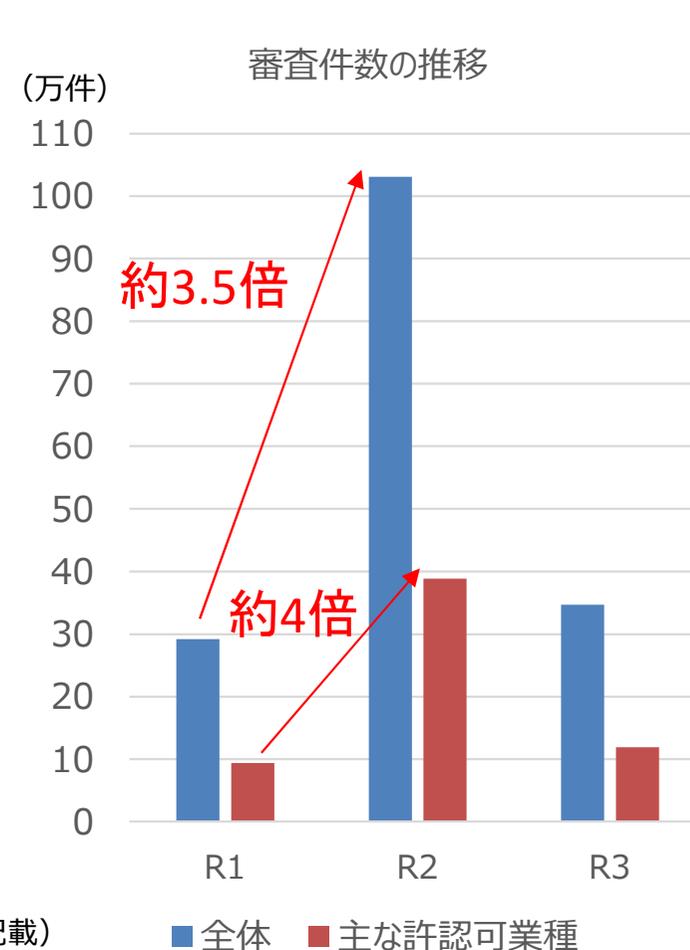
③確認方法等

確認方法	デメリット等
お客さまに許可証等を依頼	お客さまの資料提出負担(店頭に掲げているものを集める、再発行に時間がかかる、再発行ができない等) 偽装の懸念がある
許可権者等に照会	お客さま本人にしか回答されないことが多い
インターネット検索	一部の許認可等(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム等)に留まる

3 主な許認可等の規模感

- 年30万件程度の審査件数であり、うち主な許認可対象業種における審査件数は約10万件であった。
- コロナ禍（令和2年度）においては審査件数が約3.5倍となり、主な許認可業種における審査件数は平時の約4倍にあたる約40万件となった。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総審査件数	29.2	103.1	34.7
国民生活事業	26.2	96.2	31.5
建設業	4.0	14.2	5.6
飲食店	3.2	16.3	3.6
運輸業	0.8	3.0	1.1
理美容業	1.0	4.4	1.2
中小企業事業	1.5	4.4	1.6
建設業	0.1	0.4	0.1
飲食店	0.1	0.2	0.1
運輸業	0.1	0.3	0.1
理美容業	0.1	0.1	0.1
農林水産事業	1.5	2.5	1.6



※ 1 件数は、新規・継続の合計（小数点以下第2位を原則四捨五入。ただし、千件未満の場合は0.1と記載）

※ 2 建設業には、許可が必須ではない軽微な建設工事のみを行う事業者も含む

※ 3 法人・個人をまとめて記載

4 許認可情報が共有されることでの期待(メリット)

- ①お客さまの資料提出負担の軽減
- ②公庫の確認負担の軽減
- ③リアルタイムで許認可情報の把握が可能
- ④偽装の排除
- ⑤建設業者・宅建業者等企業情報検索システムのように無料かつシステム開発が不要ならば全店導入が容易
- ⑥国、自治体等に限らない横断的で網羅的なデータベースを期待